

# 奈良県私立学校授業料減免制度について

## <制度の概要>

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校（通信制課程を除く。）に在学する児童・生徒の学費を負担している保護者が、経済的理由による解雇及び倒産により失職した場合に授業料を免除する制度です。

ただし、この制度は学校が授業料を減免することが条件となっています。（減免額も学校により異なっています。利用する場合は、学校に減免制度があるかご確認ください。）

## <補助の対象となる方>

1. 授業料を負担している保護者が奈良県に在住していること
2. 奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県の私立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校に在学していること（全日制及び定時制の学校が対象）
3. 補助を受ける年度中に対象児童・生徒が休学、退学していないこと
4. 解雇及び倒産の事実が発生した年の収入から算定される道府県民税・市町村民税所得割額が一定額以下であること

## 【平成31年1月～令和元年12月の収入状況】

道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が

非課税又は257,500円未満の世帯

※平成26年3月以前に高等学校（中等教育学校後期課程含む）に入学された方は収入の基準が異なりますので、下記担当までご連絡ください。

担 当：奈良県地域振興部 教育振興課 私学係  
T E L：0742-27-8347